



Digital Trust NewsFlash

PwC Digital Services / 2023 年 10 月 / 第 7 号

個人情報保護に関する法律 2022 年第 27 号施行規則案

個人情報保護に関する法律 2022 年第 27 号施行規則案

はじめに

2022 年 10 月 17 日に批准された個人情報保護法 (Personal Data Protection : PDP 法) は、情報保護の基本原則と枠組みを定めたものであるが、その実施には、より詳細で実務指針の必要性も確認している。このような状況下で、個人情報保護に関する法律 2022 年第 27 号施行規則案 (RPP PDP) が策定された。RPP PDP は、PDP 法の細部をさらに明確にし、個人情報保護に関するいくつかの詳細な前提条件を示している。

RPP PDP の主要トピック

プライバシーガバナンス

管理者は、自己の管理下で行われる個人情報の処理活動 (他者によるものも含む) を監視し、管理する必要がある。そのために、RPP PDP は、管理者は以下のものを所有する必要があるとしている。

1. **個人データ保護方針**、通称プライバシーポリシーは、管理者が持たなければならぬ内部方針。この方針は、少なくとも処理方針と監査方針を網羅するものでなければならない。
2. **データ保護契約**、個人データ保護に関する各当事者の義務と責任を概説するもの。
3. **違反が発生した場合の報告手段**、処理者による個人データの処理中に違反が疑われる場合、一般向けの通報窓口を設置する。

データ保護契約

現行の PDP 法に基づき、RPP PDP は、管理者が決定した目的に沿ってデータ処理を行うために、処理者を任命することができると規定している。ただし、管理者の責任は管理者に留まる。

個人データの管理および処理において、適切な保護と当事者間の明確な役割分担および責任を確保するため、RPP PDP は、共同管理者間および管理者と処理者間のすべての契約について最低限の内容を規定している。

管理者と処理者との間の合意	共同管理者間の合意
<p>管理者は、管理者が決定した目的に従って処理活動を行う処理者を指定することができる。</p> <p>管理者の責任は、管理者の下に留まるものとする。</p>	<p>共同管理者は、個人データの処理に関して、管理者として共同責任 (<i>bertanggung jawab hukum secara tanggung renteng</i>) を負うものとする。</p>
<p>合意には、少なくとも以下の内容が含まれていなければならない</p> <ul style="list-style-type: none">A. 処理者が管理者に代わって行う処理活動の範囲B. 個人データの処理方法に関する手順C. 個人データを処理する種類と目的D. 処理される個人データの種類E. 個人データの対象者の分類F. 処理期間G. 管理者および処理者の権利および義務H. 監督、監査、検査の仕組みI. 紛争解決手段J. 他の処理者の関与(もしあれば)K. 処理活動に関して共同で任命された担当者	<p>合意には、少なくとも以下の内容が含まれていなければならない</p> <ul style="list-style-type: none">A. 各管理者の個人データを処理する法的根拠B. 各管理者が管理する個人データの処理目的間の関係C. 個人データの処理方法に関する合意に関する情報D. 適用される法令に基づく法的義務の履行に関する役割分担と責任、E. 共同で任命された担当者

データ保護責任者(Data Protection Officer:DPO)

RPP PDP では、管理者と処理者の双方にとって重要な DPO の要件と役割が規定されている。一般的に管理者および処理者は、DPO に必要なリソースを提供し、客観性を確保し、個人データ保護に関する事項について確認を求める必要がある。

プライバシー影響評価

プライバシー影響評価(Privacy Impact Assessments:PIA)は、データ処理が必要であること、効果的なリスク軽減措置を伴うことを確認するためのツールとして機能する。RPP PDP の中で、管理者に対する追加の PIA の要件は以下のとおり:

1. **正当な利益評価(Legitimate Interest Assessments、LIA)**
正当な利益を法的根拠として使用する。
2. **移転影響評価(Transfer Impact Assessment、TIA)**
越境データ移転のための詳細なガイドラインは、個人データ保護当局(PDP Authority)の規定に記載される。
3. **データ保護影響評価(Data Protection Impact Assessment、DPIA)**
リスクの高い処理活動を行う前に DPIA を実施する。RPP PDP には、評価に含めるべき最低限の項目が記載されている。

これらの評価はすべて文書化されなければならない。さらに、影響評価については、DPO に確認する必要がある。

プライバシー・バイ・デザイン

システム、サービス、製品の開発および個人情報の処理において、管理者は必要な対応を行う必要がある。

1. **プライバシー・バイ・デザインの導入**、個人データ保護原則を満たすために、開発中、処理中、システム使用中、または製品・サービスの提供中、リスク評価を実施し、組織的・技術的対策(暗号化や仮名化、定期的なテストなど)を実施する。
2. **デフォルトでのデータ最小化**、必要な範囲内で個人データが処理されるようにするための措置を実施。

データの正確性と保持

管理者は、品質基準と仕組みを確立することにより、データの正確性と完全性を確保しなければならない。管理者は、正確性を確保し、保存期間と方針を決定し、データを安全に消去および破棄する仕組みを定めるために、適切な措置を講じる必要がある。

プライバシーインシデント管理

管理者は、プライバシーインシデント管理プロセスを策定することにより、個人データの侵害を軽減する必要がある。このプロセスでは、管理者は方針と計画を作成し、個人データ侵害のリスクを軽減または最小化するための対策を実施しなければならない。インシデントの処理とその事後対応では、管理者は通知の仕組みを確実にし、インシデント後の分析を行い、改善策を作成する必要がある。

同意の収集と管理

PDP 法に規定されている 6 つの法的根拠のうち、データ主体が同意を変更・撤回する権利を有しているため、同意を管理する必要があります。特に、マーケティングに関する同意は、RPP PDP において新たな要件が追加されているため、さらなる留意が必要です。

同意管理

更新・撤回

- 個人が容易かつ自由に同意を撤回できる仕組みがなければならない。
- 撤回後、3x24 時間以内に処理を停止し、データを消去しなければならない。

処理

- 関連する処理活動は、現在のデータ主体の同意を参照または確認しなければならない。
- 管理者は同意の証拠または証明を提供しなければならない。



収集

- 子供および障害者に対する特別な配慮
- マーケティング同意および国境を越える場合の追加要件
偽りのない収集

アクセス

- 本人が同意した内容にアクセスし、閲覧する権利

賠償請求

データ主体は、個人データの処理における管理者の過失により、損害賠償請求を提出し、損害賠償を受ける権利を有します。違反に対する損害賠償請求は、違反の証拠、被った損害に関する情報、処理の証拠、および個人データの保護の不履行に関する情報および証拠を提出することによって行うことができる。

RPP PDPに基づく補償には、物質的補償と非物質的補償の2種類がある。物質的補償は、処理活動によって被った損失に相当する価値のある一定の金銭を支払うことによって行われ、非物質的補償は、違反以前の状態を回復するための回復措置という形で行われる。

国境を越えたデータ移転

管理者は、インドネシア共和国の領域外にある他の管理者および・または処理者に個人データを移転することが許可されている。個人データを移転する管理者は、移転先の国がPDP法と同等以上のレベルで個人データを保護をする義務があることに留意する必要がある(インドネシア政府が作成中のPDP法の施行規則でさらに規定される予定)。個人データの保護レベルがPDP法のレベルより低い場合、管理者は適切かつ拘束力のある個人データ保護を確保するか、情報主体(所有者)から明示的かつ明白な同意を得なければならない。

個人データ保護当局(PDP当局)

RPP PDPは、インドネシア共和国における個人情報保護の実施に責任を負う個人データ保護当局について、さらに詳しく規定している。その際、RPP PDPに基づき、個人データ保護当局は以下の権限と責任を有する。

PDP 当局の責任と権限

 政策立案者	 紛争解決担当者
<ul style="list-style-type: none">• PDP 方針の策定と確立	<ul style="list-style-type: none">• 法廷外での PDP 案件の紛争解決の促進• 紛争解決のための検察庁への法的支援要請
 監督	 執行
<ul style="list-style-type: none">• PDP 遵守の監視• インドネシア国外への移転に関するコンプライアンス評価の実施• 管理者・処理者への監督指示• 監督結果の公表• 違反申立てに関する苦情および・または報告の受領• 違反の申立てに対する検査および調査の実施	<ul style="list-style-type: none">• 行政処分の実施• PDP 違反の処理における法執行機関の支援• 國際的な PDP 機関と協力し、違反申立ての解決• 違反申立てに関する関係者の召喚および提示• 違反申立てに関する情報、データ、文書の要求• 審査と調査に必要な専門家の召喚および提示

紛争解決および行政処分

データ主体、管理者、処理者は、電子的または非電子的に、紛争に関する報告を PDP 当局に提出することができる。提供された情報を確認した後、PDP 当局は調停を優先して紛争の解決を試みる。PDP 当局は、様々な形で行政制裁を課す権限を有し、課される制裁は、調査中の透明性や協力性など、いくつかの要因に基づいて異なるが、これらに限定されない。調査に協力し、透明性をもって情報を共有し、建設的に関与する事業者は、制裁が軽くなる可能性がある。

主要なポイントと対応すべきこと

RPP PDP は、PDP 法に規定された個人情報保護に関する多くの詳細な前提条件を定めている。個人情報保護の実施とコンプライアンス対応準備のためには、**個人情報保護プログラムを実施するためのチームを編成する必要がある**。DPO の要件に基づき、DPO を任命する必要性を判断し、DPO 機能を開発する一方で、タスクフォースチーム（リスク、法務、コンプライアンス、IT セキュリティで構成）を組織し、組織のエンドツーエンドのビジネスプロセスと個人データの処理活動が組織内でどのように行われているかを理解し、ギャップを特定する（ギャップアセスメント）。さらに、どのような個人データが処理されているか、組織内外のデータの流れを把握しておく必要がある。ビジネスプロセスにおける特定されたギャップ結果やデータに対する現状を把握し、DPIA を準備するための高リスク処理の特定、TIA を準備するための国境を越えた移転の特定、法的根拠としての同意の特定など、**実務上の準備をさらに進めることができる**。

本出版物は、2023 年 8 月 31 日発効の RPP PDP のいくつかの条項の概要を説明することのみを目的としている。すべての要件や規定を網羅しているわけではない。より詳細なアドバイスが必要な場合、または具体的な質問がある場合は、当社までお問い合わせください。

Your PwC Indonesia Contacts:

Subianto

Broader Assurance Leader,
Chief Digital and Technology Officer
subianto.subianto@pwc.com

Richard Ticoalu

Risk Assurance Partner
richard.ticoalu@pwc.com

Andrew Tirtadjaja

Cybersecurity and Privacy Director
andrew.tirtadjaja@pwc.com

Jeffry Kusnadi

Cybersecurity and Technology Director
jeffry.kusnadi@pwc.com

Indra Allen

Legal Partner
indra.allen@pwc.com

Beatrix Ariane

Cybersecurity and Privacy Director
beatrix.b.ariane@pwc.com

Hengky Antony

Data and Analytics Director
hengky.antony@pwc.com

Roro Astuti

Legal Senior Managing Associate
roro.astuti@pwc.com

www.pwc.com/id



PwC Indonesia



@PwC_Indonesia

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PwC, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

The documents, or information obtained from PwC, must not be made available or copied, in whole or in part, to any other persons/parties without our prior written permission which we may, at our discretion, grant, withhold or grant subject to conditions (including conditions as to legal responsibility or absence thereof).

PwC Indonesia is comprised of KAP Tanudiredja, Wibisana, Rintis & Rekan, PT PricewaterhouseCoopers Indonesia Advisory, PT Prima Wahana Caraka, PT PricewaterhouseCoopers Consulting Indonesia, and PwC Legal Indonesia, each of which is a separate legal entity and all of which together constitute the Indonesian member firm of the PwC global network, which is collectively referred to as PwC Indonesia.

© 2023 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see <http://www.pwc.com/structure> for further details.